

アメリカにおける虚報とプライバシー侵害の成否

ジョン・ミドルトン*

- I はじめに
- II アメリカにおけるプライバシー権の提唱と展開
- III 公衆の誤認によるプライバシー侵害の法的認定
- IV 公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟要件
- V 公衆の誤認によるプライバシー侵害と名誉毀損の相違
- VI 公衆の誤認によるプライバシー侵害事件の実例
- VII 公衆の誤認によるプライバシー侵害に対する免責事由
- VIII 公衆の誤認によるプライバシー侵害に対する救済方法
- IX 公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する賛否両論
- X プライバシー権に関する日本法的アプローチ
- XI イングランドにおける公衆の誤認によるプライバシー侵害事件の扱い
- XII おわりに

I はじめに

日本やアメリカにおいては、改めていうまでもなく、表現の自由が、憲法¹⁾によって保障されている。そのもとで名誉・プライバシーの権利にも配慮した報道がなされることが望まれるが、しかし、実際には売上げ部数を伸ばすことや視聴率を上げることが優先され、表現の自由が濫用されているといわざるを得ない傾向もみられる²⁾。メディアの過度な競争や営利主義は、深刻な人権侵害の原因となっており、今後、情報化社会が高度化するに伴い、誤報・虚報³⁾はますます増

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第7巻第3号2008年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 日本国憲法第21条第1項は、「言論、出版その他一切の表現の自由」を保障している。また、合衆国憲法修正第1条は、言論および報道・出版の自由を制限することを禁じている。
- 2) 日本のメディアを批判すると、それは、憲法による表現の自由の保障を主張するが、その多くは憲法第12条に従って自由および権利を濫用しない責任があることを忘れがちである。

憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と規定している。

加するおそれがある⁴⁾。

本稿では、主として虚報について検討するが、その虚報には、様々なものがある。私が虚報であると考える例を収集し、それらを整理してみると、具体的には、①架空の人物や出来事についての報道、②ねつ造された引用やインタビュー、③ねつ造された写真（やらせを含む）、④編集者や人生相談欄への手紙のねつ造、⑤ある人の発言を別人のものとして引用すること、⑥引用符の誤用、⑦発言者の承諾を得ずに引用の内容を要約したり変更したりすること、⑧推測を事実として報道すること、⑨写真に誤解を招くキャプションを付けること、⑩事実を隠すこと、⑪事実の歪曲、⑫異なった印象を与えるほど事実には修飾を加えること、⑬ニュースの脚色などに分類することができる。

アメリカにおいては、虚報は、まさに現実の悪意 (actual malice) (後述) に当たるとして、合衆国憲法修正第1条による表現の自由の保障の適用外とみなされている⁵⁾。合衆国最高裁判所は、実際に、「嘘も虚偽の伝達も修正第1条の目的を達成しない」と述べた上で、原告側が悪意の虚偽の証拠として提出し得るものの例として、「被告にねつ造されたストーリー」や「被告の想像の産物」を挙げている⁶⁾。

虚報被害者は、名誉毀損 (libel)、プライバシー侵害 (invasion of privacy)、悪意虚偽 (injurious falsehood) などを理由に裁判所に訴訟を提起することができるが、虚報がプライバシー侵害に該当し、救済が認められるのは、比較的限定された場合である。

-
- 3) 「虚報」(false reporting; misrepresentation; fabrication; invention; disinformation) とは、初めから虚偽であることを認識した上で架空の報道をするものばかりでなく、推測を事実であるかのように報道するものも含むといえる。これに対し、「誤報」(misreporting; misinformation) は、報道した時点では、真実であると信じて公表したが、結果として、誤りであったというものをいう。すなわち、故意に基づくものが虚報であり、過失によるものが誤報である。
 - 4) 堀部政男「イギリス・アメリカの名誉・プライバシー論」ジュリスト1038号(1994年2月1日)31頁参照。
 - 5) 例えば、合衆国最高裁判所は、記事の作者が発言者の承諾を得ずに、発言の意味が実質的に変わるほど引用の内容を故意に変更することは現実の悪意に当たり得ると判示している (*Masson v. New Yorker Magazine, Inc.*, 501 US 496, 111 S Ct 2419, 115 L Ed 2d 447 (1991))。
 - 6) *St Amant v. Thompson*, 390 US 727, 732; 88 S Ct 1323, 1326; 20 L Ed 2d 262, 267 (1968)。

本稿では、特に日本の報道被害者の参考になると考える、プライバシーないしプライバシー権の侵害について検討することにした。このプライバシーないしプライバシー権の概念は、コモンロー諸国のなかでも異なっている。プライバシー権が提唱され、それが判例上、ときには制定法上認められるようになったのは、アメリカにおいてである。

II アメリカにおけるプライバシー権の提唱と展開

アメリカにおけるプライバシー権は、サミュエル・D・ウォーレンとルイス・D・ブランダイス (Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis) の両氏が1890年にハーヴァード・ロー・リヴュー (Harvard Law Review) に掲載した論文「プライバシー権」(The Right to Privacy) で提唱された⁷⁾。この論文は、プレスと個人のプライバシーとの間の衝突を認識した上で、「あらゆる点で礼節と品位の明確な限界を越えている」⁸⁾とみなされるプレスによる報道の被害者に対して救済を与える新しい請求権の確立を提唱した。これは、重要な先駆的な論文として高い評価に値するが、特にその後における判例法の展開によって今やこのプライバシー侵害の不法行為 (tort of invasion of privacy) に対する保護範囲は、その論文の執筆者が考えていた範囲をはるかに越えるところまで拡大した⁹⁾。

1960年に、ウィリアム・L・プロッサー (William L. Prosser) 教授は、それ

7) Samuel D. Warren and Louis D. Brandeis, "The Right to Privacy", 4 *Harv L Rev* 193 (1890).

アメリカにおけるプライバシー権の歴史的展開については、堀部政男『現代のプライバシー』(岩波書店、1980) 19頁以下；同『プライバシーと高度情報化社会』(岩波書店、1988) 21頁以下；同「プライバシー権の歴史的展開」新聞研究580号 (1999年11月) 10頁以下；Julius C.S. Pinckaers, *From Privacy Toward a New Intellectual Property Right in Persona: The Right of Publicity (United States) and Portrait Law (Netherlands) Balanced with Freedom of Speech and Free Trade Principles* (The Hague, London and Boston: Kluwer Law International, 1996), pp. 78-80; Benjamin E. Bratman, "Brandeis and Warren's 'The Right to Privacy and the Birth of the Right to Privacy'", 69 *Tenn L Rev* 623 (2002); Kenneth C. Creech, *Electronic Media Law and Regulation* (5th ed.) (Boston and Oxford: Focal Press, 2007), pp. 289-292参照。

8) Warren and Brandeis (1890), op. cit., p. 196.

9) 例えば、Diane L. Zimmerman, "Requiem for a Heavyweight: A Farewell to Warren and Brandeis's Privacy Tort", 68 *Cornell L Rev* 291, 295-299 (1983)参照。

までに下された300以上のプライバシー侵害関連の判決を分析し、プライバシー侵害に関する不法行為は「1つの不法行為ではなく、4つの不法行為の集合である」と述べた¹⁰⁾。同教授の言によると、プライバシー法は、原告の4つの異なる種類の利益に対する4つの異なる種類の侵害からなっており、これらがプライバシーという共通の名で結び合っているものの、各々の種類がすべて、原告の「ひとりにしておいてもらう権利」(the right to be let alone)の侵害である要素を含んでいる以外は、ほとんど共通点がないということである¹¹⁾。

同教授は、この4つの不法行為に対してそれぞれ次のような名称を付した。

- ① 侵入 (intrusion)
- ② 私事の公開 (public disclosure of private facts)
- ③ 公衆の誤認 (false light in the public eye)
- ④ 盗用 (appropriation)

このプライバシーの類別は、アメリカのほとんどの法域において承認されている。

この4つの類型のうち、虚報に関連するのは、③の公衆の誤認のみである。しかしながら、それによって救済が認められている。

Ⅲ 公衆の誤認によるプライバシー侵害の法的認定

公衆の誤認によるプライバシー侵害は、アメリカにおけるプライバシー法の最新分野であるため、その範囲がまだ不明確であるが、多くの報道被害者が、それを理由に訴訟を提起し、勝訴判決を得ている。

現在、合衆国最高裁判所¹²⁾および大半の州の裁判所¹³⁾は、公衆の誤認によるプ

10) William L. Prosser, "Privacy", 48 *Calif L Rev* 383 (1960).

11) *Id.*, p. 389.

12) *Time, Inc. v. Hill*, 385 US 374 (1967), 87 S Ct 534, 17 L Ed 2d 456; *Cantrell v. Forest City Publishing Co.*, 419 US 245, 95 S Ct 465, 42 L Ed 2d 419, 1 Med L Rptr 1815 (1974).

タイム社対ヒル事件については、堀部政男「プライバシーの権利と表現の自由 — アメリカ連邦最高裁の最近の判決をめぐって」新聞研究193号(1967年8月)63頁以下；西川理恵子「Time, Inc. v. Hill, 385 U.S. 374, 87 S. Ct. 534, 17 L. Ed. 2d 456 (1967) — 民事上のプライバシーの権利の侵害」、『英米判例百選〔第三版〕』別冊ジュリスト139号(1996年11月)192頁以下参照。

プライバシー侵害を認めている。しかし、その多くの場合において、不法行為法に基づく救済を与えるべきか否かの政策的議論はほとんどなされていない¹⁴⁾。

ニューヨーク州、バージニア州およびウィスコンシン州は、制定法によりプライバシー侵害に関する不法行為法について定めているので、コモンロー上プライバシー侵害を認めていない。ニューヨーク州およびバージニア州は、盗用の不法行為に関する制定法により、公衆の誤認によるプライバシー侵害に対して限られた保護を与えている¹⁵⁾のに対し、ウィスコンシン州は、その制定法により、暗黙のうちプライバシー侵害に関する不法行為から公衆の誤認によるプライバシー侵害を除外している。

カリフォルニア州およびネバダ州は、公衆の誤認によるプライバシー侵害を認めているが、原告が同事実に基づいて同時に公衆の誤認によるプライバシー侵害および名誉毀損の訴訟を提起している場合には、そのプライバシー侵害に対する請求を、余分のものとして退けている。すなわち、同事実に対する救済の重複請求を避けるために、公衆の誤認によるプライバシー侵害に対する請求が名誉毀損訴訟のなかに包含するようにしている。

1980年代以降、ノースカロライナ州¹⁶⁾およびテキサス州¹⁷⁾の最高裁判所は、2

-
- 13) 現在、公衆の誤認によるプライバシー侵害を認めていると思われる法域は、次のとおりである。
- アーカンソー州、アイオワ州、アイダホ州、アラバマ州、アリゾナ州、イリノイ州、インディアナ州、ウェストバージニア州、オクラホマ州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、ケンタッキー州、コネティカット州、コロンビア特別区、サウスダコタ州、ジョージア州、テネシー州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ネブラスカ州、フロリダ州、ペンシルバニア州、ミシシッピー州、メイン州、モンタナ州、ユタ州、ルイジアナ州、ロードアイランド州、ワシントン州
- また、それを認めていない法域は、次のとおりである。
- ウィスコンシン州、オハイオ州、サウスカロライナ州、テキサス州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、バージニア州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、ミネソタ州
- 14) David A. Elder, *The Law of Privacy* (Rochester, New York: Lawyers Cooperative Publishing, 1991), pp. 264 and 267.
- 15) タイム社対ヒル事件は、盗用に関するニューヨーク州の人権法 (Civil Rights Law) 第50条・第51条の規定が公衆の誤認によるプライバシー侵害事件に適用されたよい例である。
- 16) *Renwick v. News & Observer Publishing Co.*, 312 SE 2d 405, 10 Med L Rptr 1443 (N.C. 1984), cert. denied, 469 US 858 (1984).

つの理由から公衆の誤認によるプライバシー侵害の不法行為を明確に認めないようになっている。第1の理由として、公衆の誤認によるプライバシー侵害に対して救済を求める権利が、特に名誉毀損に対する現存の請求権と重複することが多いからである。そして、第2に、名誉毀損訴訟に伴う多くの手続的制限が欠けている、公衆の誤認によるプライバシー侵害という別の不法行為の認定が、合衆国憲法修正第1条による言論の自由の保障と不法行為法との間の現存の緊張を高める傾向があるからである。すなわち、それは、その公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為の認定から生じ得る、言論への萎縮効果 (chilling effect) のおそれが、現存の他の不法行為が対象にしていない、名誉毀損に当たらない表現に対して救済を認めることにより受けるわずかな利益よりも勝るという考えである。

このような見解は、たとえ単なる誤報の場合には適切であっても、現実の悪意に当たるような虚報の場合にはその表現の自由の濫用や被害者の苦痛を軽視するものであるといわざるを得ない。

虚報被害者は、当該法域において公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法が認められており、さらにその不法行為法が原告の主張の範囲を保護するものでなければ、法による救済を得られないことはいうまでもない。

また、死者および法人に対するプライバシー侵害が認められていない¹⁷⁾ ことにも留意しておかなければならない。原告の権利は、個人的であり、かつ、譲渡できないものである。そして、個人の死後、それが存続するか消滅するかは、当該法域の法による。

IV 公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟要件

原告は、公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟で勝訴判決を得るためには、①被告が原告についての誤認を公衆に抱かせたこと、②その虚偽の描写が一般の人にとって非常に不快 (highly offensive to a reasonable person) であったこと、および③被告が公表されたものが虚偽であることを知っていたか、または

17) *Cain v. Hearst Corp.*, 878 SW 2d 577, 22 Med L Rptr 2161 (Tex. 1994).

18) 62A *Am Jur 2d*, Privacy §§ 14 and 21.

それが虚偽であるか否かを無謀に無視して行動したことを立証しなければならない¹⁹⁾。

上記の③は、アメリカの名誉毀損法における現実の悪意の法理と同様であるが、公衆の誤認によるプライバシー侵害を受けた者が公務員 (public official)・公的人物 (public figure) ではなく、私的個人 (private individual) である場合に適用されるか否かは不明確である²⁰⁾。

名誉毀損法の憲法化の契機となった1964年のニューヨーク・タイムズ社対サリヴァン事件²¹⁾では、合衆国最高裁判所は、メディアに対して名誉毀損訴訟を提起する公務員が、被告が公表されたものが虚偽であることを知っていたか、またはそれが虚偽であるか否かを無謀に無視して行動したことを立証しなければならないと判示した。すなわち、原告が公務員である場合には、現実の悪意である「虚偽性」(falsity) または「無謀な無視」(reckless disregard) の立証責任が原告に移されることになった。その後、その対象が公務員でない公的人物にまで拡大されていった²²⁾。公的人物とは、自ら公衆の関心を集める有名人はもちろん、たまたまニュース価値のあるカテゴリーに入る私人をも含むものである。このようにして、メディアが名誉毀損訴訟において免責される範囲がますます広がることになった。

1967年のタイム社対ヒル事件²³⁾では、合衆国最高裁判所は、この現実の悪意の法理が、公衆の誤認によるプライバシー侵害事件にも適用されると判示した。しかし、その後、2つの名誉毀損事件における同裁判所の判決の結果、公衆の誤認によるプライバシー侵害事件に対するこの法理の適用範囲は不明確となった。具体的にいうと、1971年のローゼンブルーム対メトロメディア社事件²⁴⁾では、

19) *Restatement (Second) of Torts*, § 652E (1977); 62 A *Am Jur 2d*, Privacy § 129.

20) 62 A *Am Jur 2d*, Privacy § 152.

21) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 US 254, 84 S Ct 710, 11 L Ed 2d 686 (1964).

詳しくは、堀部政男「New York Times Co. v. Sullivan, 376 U.S. 254, 84 S. Ct. 710, 11 L. Ed. 2d 686 (1964) — 名誉毀損と言論の自由」、『英米判例百選 [第三版]』別冊ジュリスト 139号 (1996年11月) 50頁以下；Henry Cohen, *Freedom of Speech and Press: Exceptions to the First Amendment* (New York: Novinka Books, 2003), p. 15; Creech (2007), op. cit., pp. 331-335 参照。

22) *Curtis Publishing Co. v. Butts*, 388 US 130, 87 S Ct 1975, 18 L Ed 2d 1094 (1967).

23) *Time, Inc. v. Hill*, 385 US 374, 87 S Ct 534, 17 L Ed 2d 456 (1967).

この法理を公務員・公的人物から、公人と私人とを問わずあらゆる「公の関心」(public interest)の対象となる者にまで拡げるという意見が出たが、これは、1974年のガーツ対ロバート・ウェルシュ社事件判決²⁵⁾により退けられた。

ガーツ事件判決が、従来の判決の軌道を修正しながら、再び公的人物を狭く解し、メディアに対する名誉毀損訴訟において勝訴判決を得るためには、公務員・公的人物である原告が無謀(recklessness)を証明しなければならないのに対し、私的個人である原告が過失(negligence)を証明すれば足りるとして、私的個人の名誉の保護を図った。

しかし、ガーツ事件判決は、プライバシー侵害訴訟であったタイム社対ヒル事件の先例にどのような影響を及ぼしているかはまだ不明である。1974年のカントレル対フォレスト・シティ・パブリッシング社事件²⁶⁾(後述)では、合衆国最高裁判所は、タイム社対ヒル事件の判決の有効性について言及するのを避けながら、本件における現実の悪意の存在を認めたと、今後タイム社対ヒル事件の法理をガーツ事件と同様に解釈するようになれば、公衆の誤認によるプライバシー侵害を理由に提訴する私的個人は、被告による過失を立証するだけで足りることになる。

この問題について合衆国最高裁判所が明確な判断を示すまでは、アメリカの各々の法域の裁判所は、統一を取らずに、私的個人である原告に対して2つの相容れない水準を適用し続けようである²⁷⁾。

V 公衆の誤認によるプライバシー侵害と名誉毀損の相違

公衆の誤認によるプライバシー侵害という不法行為の要件は、名誉毀損に類似しているが、実質的な相違が3点あるといえる²⁸⁾。第1に、当該誤認は、名誉毀損に当たるものでなくてもよい。それが名誉毀損にも当たる場合、原告は、名誉

24) *Rosenbloom v. Metromedia, Inc.*, 403 US 29, 91 S Ct 1811, 29 L Ed 2d 296 (1971).

25) *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 US 323, 94 S Ct 2997, 41 L Ed 2d 789 (1974).

26) *Cantrell v. Forest City Publishing Co.*, 419 US 245, 95 S Ct 465, 42 L Ed 2d 419, 1 Med L Rptr 1815 (1974).

27) 62 A *Am Jur 2d*, Privacy § 152.

28) *Id.*, § 122.

毀損の訴訟も提起できる。第2に、公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟の要件として、訴訟の対象物が相当数の公衆に公表されなければならない。名誉毀損訴訟の場合は、たとえ1名の第三者への公表でも十分である。そして、第3に、公衆の誤認によるプライバシー侵害は、名誉の毀損よりも精神的苦痛を救済するものであるから、名誉毀損に比べて、社会的名誉が毀損されたという立証の重要性がかなり低い。

名誉毀損と公衆の誤認によるプライバシー侵害の不法行為の範囲が重複しているため、名誉毀損の制約を避けるために、名誉毀損訴訟のほとんどをプライバシー侵害訴訟として提起することが可能である。プライバシー侵害の事件は、すでに名誉毀損の狭い適用範囲をはるかに越えているので、従来の名誉毀損で勝訴できなかった多くの場合においても、当該被害者に必要な救済を与えることができる²⁹⁾。そのため、以前に、プライバシー侵害訴訟が、名誉毀損訴訟にとって代わるであろうとさえいわれたことがある³⁰⁾。しかし、この点については論議の残るところであり³¹⁾、実際にその逆の現象が起こっているという指摘もある³²⁾。

VI 公衆の誤認によるプライバシー侵害事件の実例

アメリカの裁判所において提訴される公衆の誤認によるプライバシー侵害事件は、様々な形を取っているが、その大部分は、①報道における事実の修飾 (embellishment)、②報道における事実の歪曲 (distortion)、または③事実に基づいたフィクションにおける脚色 (fictionalization) からなっている。これらのうち、①および②が虚報に当たる。

29) Prosser (1960), op. cit., pp. 400-401.

30) Id., p. 401; John W. Wade, "Defamation and the Right of Privacy", 15 *Vand L Rev* 1093, 1121-1122 (1962).

31) Harry Kalven, Jr., "Privacy in Tort Law - Were Warren and Brandeis Wrong?", 31 *Law & Contemp Probs* 326, 340-341 (1966).

32) Rodney A. Smolla, "Accounting for the Slow Growth of American Privacy Law", 27 *Nova L Rev* 289, 296 (2002).

1 追跡記事による公衆の誤認 — 合衆国最高裁判決 (1974年)

合衆国最高裁判所まで争われたカントレル対フォレスト・シティ・パブリッシング社事件³³⁾が、報道における事実の修飾の代表的実例である。この事件では、1967年12月、ウェストバージニア州ポイント・プレザント (Point Pleasant) 町に住んでいたマーヴィン・カントレル (Mervin Cantrell) 氏が、オハイオ川にかかる橋が崩れた惨事で他43名とともに死んだ。オハイオ州のプレーン・ディーラー (Plain Dealer) 紙のジョーセフ・エスターハス (Joseph Eszterhas) 記者³⁴⁾は、この惨事取材し、カントレル氏の葬式およびその遺族へのその死の影響について特別記事を書いた。

その5ヶ月後、エスターハス氏は、追跡記事を書くために、カメラマンと一緒にカントレル邸を訪問することにした。その際、マーガレット・カントレル (Margaret Cantrell) 夫人が留守にしていたにもかかわらず、エスターハス氏およびカメラマンは、1時間以上かけてその子どもたちと話をし、家や子どもたちの写真を50枚ほど撮った。

1968年8月4日に同出版社のプレーン・ディーラー・サンデー・マガジン (Plain Dealer Sunday Magazine) 誌に掲載された記事は、カントレル家の惨めな貧困、子どもたちのサイズが合わない古い服、汚く荒れ果てた家の様子などに焦点をあてるものであった。その写真は、カントレル家の貧困生活を忠実に描いたが、記事本文は、いくつかの不正確や虚偽の記載を含むものであった。記者は、カントレル夫人の表情を描写するとともに、本人が町の人々からの金銭的援助を断ったことがあり、惨事や今の生活について話したと書かないと書くことによって、実際に本人と会ってインタビューを行ったことを暗示したのである。

カントレル夫人およびその長男は、この報道の結果、家族が嘲りや哀れみの対象となり、「憤慨、精神的苦痛、恥辱、および屈辱」を覚えたとして、同誌の出版社であるフォレスト・シティ・パブリッシング社、記者、およびカメラマンを相

33) *Cantrell v. Forest City Publishing Co.*, 419 US 245, 95 S Ct 465, 42 L Ed 2d 419, 1 Med L Rptr 1815 (1974).

34) ちなみに、同氏は、その後ハリウッドに進出し、ジョー・エスターハス (Joe Eszterhas) という名前で『水の微笑』(Basic Instinct) の脚本家や『硝子の塔』(Sliver) の脚本家・製作総指揮を務め、世界的に有名になった。

手に、オハイオ州北部地区合衆国地方裁判所 (United States District Court for the Northern District of Ohio) に訴訟を提起し、勝訴判決を得た³⁵⁾。地方裁判所は、被告側に対して6万ドルの補償的損害賠償 (compensatory damages) の支払いを命じたが、この損害賠償の賦与は、第6巡回区合衆国控訴裁判所 (United States Court of Appeals for the Sixth Circuit) により破棄された³⁶⁾。

合衆国最高裁判所は、特に記事のなかのコントレル夫人の表情の描写が、コントレル家が故意の、または無謀な虚偽の公表により、公衆の誤認によるプライバシー侵害を受けたという事実認定を支持するのに十分な証拠であったと判示した上で、記事の主要部分をねつ造した記者、および、それに対する使用者責任を負っていた出版社に対して合衆国地方裁判所の損害賠償の賦与を復活させた。しかし、カメラマンの責任については、それが本件の虚偽に参加した証拠がないと判示した。

2 事件現場写真の20ヶ月後の掲載による公衆の誤認 — 合衆国控訴裁判決 (1951年)

報道における事実の歪曲に関連した公衆の誤認によるプライバシー侵害事件については、例えば原告の写真が、後に原告と相当な関係がない記事や書籍の挿絵として使用される場合にしばしば生じる。リーヴァートン対カーティス・パブリッシング社事件³⁷⁾がそのよい実例である。

この事件では、当時10歳であった少女が、1947年にアラバマ州にある公道で運転手の過失により自動車事故に遭った直後、目撃者に救助されて立ち上がろうとしているところを撮影された。その劇的な写真は、ニュース価値のあるものとして地方新聞に掲載された。しかし、その20ヶ月後、同写真が、ペンシルバニア州のサターデー・イーブニング・ポスト (Saturday Evening Post) 紙の記事のなかで、交通事故における歩行者の不注意という問題を強調するために、「自ら死を招いた彼ら」(They Asked To Be Killed) という見出しの下で掲載された。

35) この判決は、判例集に登載されていないようである。

36) 484 F 2d 150 (6 Cir 1973).

37) *Leverton v. Curtis Publishing Co.*, 192 F 2d 974 (3 Cir 1951).

少女は、自分が不注意な歩行者であるという誤認を公衆に抱かせられたとして、プライバシー侵害および名誉毀損を理由に当該出版社に対し訴訟を提起したが、裁判の途中で名誉毀損の主張を取り下げた。地方裁判所は、当該記事が少女のプライバシー侵害に当たるとして、出版社に対して5,000ドルの損害賠償の支払いを命じ、第3巡回区合衆国控訴裁判所は、その判決を維持した³⁸⁾。

3 ドキュド라마と公衆の誤認

事実に基づいたフィクションにおける脚色については、例えば実際にあった話に架空の内容を加えるドキュド라마が、しばしば公衆の誤認によるプライバシー侵害訴訟の対象となっている³⁹⁾。しかし、そのようなドラマのなかでは、被告が本名を使用せず、登場人物に架空の名前を付ける場合、原告が勝訴判決を得ることは難しい。また、小説または芝居において架空のものとして使用された名前が偶然に誰かの本名に一致する場合は、公衆の誤認によるプライバシー侵害には当たらない。

Ⅶ 公衆の誤認によるプライバシー侵害に対する免責事由

公衆の誤認による不法行為は、被告が以下のいずれかの事由を立証した場合には免責される。

- ① 公衆の誤認によるプライバシー侵害の不法行為がその法域において認められていないこと。
- ② 出訴期限法の規定により、すでに訴訟を提起できなくなっていること。
- ③ 原告がプライバシー権を放棄したこと。
- ④ 原告がその描写に同意したこと。
- ⑤ 被告が相対的免責特権 (qualified privilege)、絶対的免責特権 (absolute privilege)、または公正報道特権 (fair report privilege) を主張できること。

38) 研究者の間で、本件において盗用の主張を退けた裁判所の分析に重大な欠陥があったという見解もある (J. Clark Kelso, "False Light Privacy: A Requiem", 32 *Santa Clara L Rev* 783, 811 (1992))。

39) Tim A. Pilgrim, "Docudramas and False-Light Invasion of Privacy", 10(3) *Comm & L* 3 (1988).

アメリカの名誉毀損法上の相対的免責特権は、公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟にも同様に適用される⁴⁰⁾。被告が相対的免責特権の存在を示すことができた場合には、原告は、その免責特権の濫用または失効 — 例えば、被告が悪意 (bad faith) もしくは現実の悪意をもって行動したか、または確信を抱いたことにつき相当な根拠をもたずに行動したこと — を立証する責任を負う⁴¹⁾。

絶対的免責特権は、裁判および議会の手続に関するすべての公表に対して認められる⁴²⁾。

また、被告がメディアである場合には、公人の行動または公的手続に関する事項で、表面的には真実にみえるが実際には虚偽である事項の公正で正確な報道に対して、免責特権を主張できる⁴³⁾。しかし、当該報道において相当に不正確、歪曲、または省略があり、さらに必要とされる程度の過誤が立証される場合には、本来はそのような報道に対して免責特権が認められるにもかかわらず、被告は責任を負うことになる⁴⁴⁾。したがって、虚報の場合、メディアである被告は、この免責事由を主張することはできないのである。

VIII 公衆の誤認によるプライバシー侵害に対する救済方法

公衆の誤認によるプライバシー侵害を理由に訴訟を提起する原告は、補償的損害賠償、懲罰的損害賠償 (punitive damages)、差止命令 (injunction) などの救済方法を請求することができる。しかし、いくつかの法域においては、特別損害 (special damage) (すなわち、物質的損害または現実的金銭的損害) の立証が、他の救済の前提条件として義務づけられている⁴⁵⁾。さらに、カリフォルニア州の制定法の規定により、原告は、特別損害以外の救済を請求する前に、虚偽であると主張している公表の取消または訂正を要求し、さらに保証金を供託しなければならないこととなっている⁴⁶⁾。

40) Elder (1991), op. cit., p. 313.

41) Id., pp. 315-316.

42) Id., p. 316.

43) Id., p. 320.

44) Id., p. 322.

45) 62 A *Am Jur 2d*, Privacy § 254.

補償的損害賠償が、精神的苦痛および立証できる特別損害のために与えられるものとして一般的に認められている一方、社会的な名誉や地位に対する損害について与えられるか否かは、法域によって異なっている⁴⁷⁾。

被告が公表後、適時かつ適切に誤認を取り消したり訂正したりした場合、または実際には原告を助けるつもりで虚偽の公表を行った場合には、損害賠償が軽減され得る⁴⁸⁾。

原告は、懲罰的損害賠償も請求できるが、そのような損害賠償に関する正当な基準についての見解は、裁判所によって異なっている⁴⁹⁾。

また、原告は、同じ事情から生じる名誉毀損とプライバシー侵害の双方の訴訟を提起しても、同じ損害賠償を重ねて得ることはできない⁵⁰⁾。当該法域によって、その双方を理由に訴訟を提起することが可能な場合でも、裁判所は、そのなかの名誉毀損の主張を認める時点から、公衆の誤認によるプライバシー侵害のための請求を退け、単なる名誉毀損訴訟として審理を進めることが多い⁵¹⁾。

原告は、損害賠償の他に差止命令を請求できることがあるが、その条件を満たすのは困難である。差止命令を得るために、原告は、当該公表が回復できない損害を惹起し、さらにその公表が継続されるであろうことを立証しなければならない。裁判所は、損害賠償が十分な救済となる場合や差止命令が合衆国憲法修正第1条に違反する事前抑制 (prior restraint) に当たるおそれがある場合には、差止命令を認めない。

IX 公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する賛否両論

公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法は、未だに不明確な点が多いため、1980年代以降、アメリカの研究により様々な評価がなされている⁵²⁾。例えば、ダイアン・リーンヒーア・ジンママン (Diane Leenheer

46) Id., § 248.

47) Id., § 257.

48) Id., § 263.

49) Id., § 258.

50) Id., § 253.

51) Id., § 6.

Zimmerman) 教授は、それが理論上正当化されていない「概念的に空の不法行為法」(conceptually empty tort) であるため、裁判所は、それを制限するか、または退けるべきであると論じている⁵³⁾。

また、アレック・M・バリホルツ (Alec M. Barinholtz) 教授の言⁵⁴⁾によると、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法は、それが名誉毀損法による保護と重複している限り、不必要であり、また、それが名誉毀損法の対象となっている利益以外のものを保護している場合、その利益は取るに足りないものに過ぎず、法的保護の対象とされるべきではなく、さらに、この不法行為法は単なる迷惑に過ぎない行為に対して救済を与えており、法が干渉すべき場合ではないとのことである。

同様に、J・クラーク・ケルソ (J. Clark Kelso) 教授は、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法は必要性がないことを強調している⁵⁵⁾。それは、ほとんどの事件では、公衆の誤認によるプライバシー侵害に対する請求が、その申立てがより重大なものにみえるように、訴状の最後に加えられるだけであるからである。このような場合、公衆の誤認によるプライバシー侵害は、当該事件の周囲にあり、名誉毀損や盗用が、その核心となっているとのことである⁵⁶⁾。

このような批評に答えて、デックル・マックリー (Deckle McLean) 教授は、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法が、名誉毀損とは全く異なっており、たとえその訴訟が稀に提起され、稀に勝訴するに過ぎなくても、その法的救済方法が利用できるべきものであると反論している⁵⁷⁾。

また、ガリー・T・シュウォーツ (Gary T. Schwartz) 教授は、「非常に不快で、けなさない虚偽の表現」(nondisparaging false statements that are highly

52) 例えば、Harvey L. Zuckman, "Invasion of Privacy: Some Communicative Torts Whose Time Has Gone", 47 *Wash & Lee L Rev* 253 (1990) 参照。

53) Diane Leenheer Zimmerman, "False Light Invasion of Privacy: The Light That Failed", 64 *NYUL Rev* 364 (1989).

54) Alec M. Barinholtz, "False Light Invasion of Privacy: False Tort?", 17 *SWUL Rev* 135, 137 (1987).

55) Kelso (1992), op. cit., p. 786.

56) Id., p. 785.

57) Deckle McLean, "False Light Privacy", 19(1) *Comm & L* 63, 80 (1997).

offensive) (すなわち、一般の人にとって非常に不快であるものの、原告の名誉を毀損しない虚偽の表現) に対する限られた公衆の誤認によるプライバシー侵害の法理 (a limited doctrine of false light) を提唱している⁵⁸⁾。この定義は、名誉毀損事件として扱うべき訴訟を公衆の誤認によるプライバシー侵害訴訟の対象外とするのに働くと思われる。シュウォーツ教授は、次のようにこの法理について説明している⁵⁹⁾。

「公衆の誤認によるプライバシー侵害の不法行為は、本質的に名誉毀損と重複している場合には退けられるべきである。適切に再構成されれば、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法は、非難するものではないにもかかわらず、虚偽であるため非常に不快である被告の表現に焦点をあてるようになる。公衆の誤認によるプライバシー侵害をもっと体系化するために、裁判所は、被告の故意の、または無謀な虚偽の立証を要求すべきである。この要件は、被告の虚偽の表現が非常に不快であることを確かめるためである。」

このアプローチは、合衆国憲法修正第1条に保障されている表現の自由の保護を確保しながら、虚報被害者に対して適切な救済を与えるものとして魅力的であると考えられる。

次に、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する日本法的アプローチについて考察してみる。

X プライバシー権に関する日本法的アプローチ

アメリカにおけるプライバシー論議は、日本では、1920年代、1930年代にも紹介されていた⁶⁰⁾が、法学界で広く関心を寄せられるようになったのは、1950年代後半であった。

そのような学界における議論を踏まえて提起されたのが、小説『宴のあと』プライバシー侵害訴訟である⁶¹⁾。東京地方裁判所は、1964年9月に、憲法第13条⁶²⁾

58) Gary T. Schwartz, "Explaining and Justifying a Limited Tort of False Light Invasion of Privacy", 41 *Case W Res L Rev* 885 (1991).

59) *Id.*, pp. 918-919.

60) 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』(岩波新書、1988) 43頁以下参照。

ならびに民法第709条および第710条⁶³⁾に基づき、「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利として理解される」プライバシーの権利およびその侵害に対する損害賠償や差止の可能性を認めた⁶⁴⁾。

このようなプライバシー権は、その後も判例で認められているが、虚報で問題となる、公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為をカバーするまでには至っていないとみられている。したがって、日本において虚報の対象とされる被害者は、その報道が名誉毀損に当たらない限り、訴訟を提起することはできないであろう。

東京高等裁判所の竹田稔判事(当時)は、この問題について次のように述べている⁶⁵⁾。

「[ある事実を公開することによって他人に自己の真の姿と異なる印象を与えること]を虚偽の事実の公表により自己の真実の姿と異なる印象を与えることと理解すれば、それは個人の私生活や私的事項とは別個の範疇であり、プライバシーの権利概念からはずすのが概念の明確性からみて妥当である。虚偽事実の公表により個人の社会的評価が低下するならば、名誉侵害として保護でき、それで十分といえるからである。もっとも、プライバシー侵害の実態を見ると、真実と虚偽とを混ぜ合わせて公表することにより読者等の興味を引くような事例もみられる。そのような場合には、全体として名誉侵害とプライバシー侵害という一個の不法行為がなされたものとして当事者の選択するところに従った救済が可能である。」

61) 1961年に、元外務大臣有田八郎氏が、自分の私生活を『宴のあと』というモデル小説にした三島由紀夫氏に対し、プライバシー侵害を理由に提起した訴訟である。

62) 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(憲法第13条)

63) 「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」(当時の民法第709条)

「他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス」(当時の民法第710条)

64) 東京地方裁判所1964(昭和39)年9月28日判決、下級民集15巻9号2317頁、判時385号12頁、判タ165号184頁。

65) 竹田稔『プライバシー侵害と民事責任〔増補改訂版〕』(判例時報社、1998)162頁。

ところが、最後の点について、筑波大学の齊藤博教授（当時）は、「事実らしく受け取られるおそれ」のある部分が事実である個人情報と混ざり合っている場合には、その部分もプライバシーのなかに含めざるを得ないと考えている⁶⁶⁾。

プライバシー権に関する日本法は、その判例を分析した村上孝止『プライバシー VS マスメディア』⁶⁷⁾を見ても、フレキシブルである。アメリカの判例理論で確立されている公衆の誤認によるプライバシー侵害も、日本法的風土に根付くように理論構成することは可能であると考ええる。

これらと比較するために、イギリスの状況について考察したい。

XI イングランドにおける公衆の誤認によるプライバシー侵害事件の扱い

イングランドにおいては、公衆の誤認によるプライバシー侵害の概念が従来国内法上認められていなかったために、虚報被害者は、やむを得ず名誉毀損事件として訴訟を提起することが多かった。しかし、プライバシー侵害になり得る虚報の内容は、必ずしも名誉毀損にも当たるとは限らないことを忘れてはならない。チャールストン対ニュース・グループ・ニューズペーパーズ社事件⁶⁸⁾は、そのよい例である。

この事件では、日曜日のタブロイド型新聞であるニューズ・オブ・ザ・ワールド (News of the World) 紙が、1992年3月15日に、「ネイバーズ」(Neighbours) という人気テレビ連続ドラマで夫婦を演じている男優と女優の頭を、性交をしているように見えるカップルの体の上に付けた合成写真を掲載した。同じページには、同女優の頭を、レザー・ギアを着て胸を露出している女性の体の上に付けた写真もあった。また、同じページの上に「おや！ハロルドはわれわれのマッジと一体何を?!」(Strewth! What's Harold up to with our Madge?) という大見出しとともに、写真の下に「ネイバーズ・スターにポルノ・ショック」(Porn Shocker

66) 齊藤博「名誉・プライバシーとその民事上の保護」ジュリスト959号(1990年7月1日)33頁。

67) 村上孝止『プライバシー VS マスメディア — 事例が語る新しい人権』(学陽書房、1996)。

68) *Charleston v. News Group Newspapers Ltd* [1995] 2 All ER 313.

for Neighbours Stars) という見出しを掲載した。写真の下のキャプションとその写真に添付された記事の文は、その写真が同俳優の認識または同意なしにポルノのコンピュータ・ゲームの一部として作られたものであることを明らかにしながら、その二人を被害者として描き出すものであった。

二人とも、その写真と見出しは自らがそのポルノ写真の制作に協力したという通常のかつ当然の意味をもっているという理由で名誉毀損に当たるとして、同紙の発行者および編集者を相手に訴訟を提起した。原告側の弁護人は、記事全体を読んだ読者はその写真が合成物であったことに気づくであろうことを認めたが、多くの読者は、その写真と見出しを見ても、記事は読まないであろうと主張した。

第一審で、高等法院 (High Court of Justice) の裁判官は、当該公表が原告らの主張するような意味をもち得るものではないと判示し、請求を棄却した。その後、原告らは、控訴院 (Court of Appeal) へ控訴し、さらに最高裁判所である貴族院 (House of Lords) へ上告したが、両裁判所とも、1835年の先例に従って、記事の見出しと写真にあった名誉毀損はその添付文により帳消しされたとしてそれらを棄却した。

貴族院のブリッジ裁判官 (Lord Bridge) は、この事件について、次のような意見を述べている⁶⁹⁾。

「原告らは、この公表は非常に不快かつ無礼なことと思ったに違いない。多くの人々は、このような低俗ジャーナリズム (gutter journalism) を嘆くと同時に、法は、その添付文の内容にかかわらず、このような下劣なねつ造写真の公表に対して原告らに何らかの救済を与えるべきであると考えらるであろう。私も、その見解にかなり近い。

しかし、ジャーナリスト倫理の問題について判示したり、その写真の公表自体がそれだけで何らかの新しい不法行為に当たるか否かを判断することは、われわれ裁判官の任務ではない。」

このような公衆の誤認によるプライバシー侵害に当たる無責任な報道は、表現の自由の濫用として、1998年人権法 (Human Rights Act 1998) の規定により国

69) Id. at 315.

内法へ編入されたヨーロッパ人権条約(European Convention on Human Rights)第10条⁷⁰⁾の保障の適用外とみなされる可能性が高いので、イングランド国内の裁判所は、今後このようなアプローチについて見直す必要が出てくるであろう⁷¹⁾。

XII おわりに

公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法は、アメリカにおけるプライバシー法の最新の分野であるため、その範囲が未だに不明確であり、今後その発達が不十分なところを望ましい方向へ発展させていく課題が残っている。

いくつかの州裁判所および数名の研究者は、この現行の不法行為法のあり方について疑問を抱いており、それを理由に公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法のすべてを退けることにしている。しかし、そのような場合、その不法行為の対象となっている報道の性質の分析がほとんどなされていない。

現実の悪意に当たるような虚報は、誤報とは根本的に異なる。カントレル事件やチャールストン事件が示しているように、虚報被害者が侵害される権利・利益は、決して取るに足りないものではない。また、裁判所は、言論の自由を濫用する加害者の行為を許すべきではない。ささいな誤報で訴訟を提起する原告もいるからといって、虚報被害者に対して救済を与えるのを拒むことは妥当ではない。そのことよりも、現行の公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法を限定する改革が望ましいであろう。

合衆国最高裁判所は、合衆国憲法修正第1条により保障されている表現の自由の十分な保護を確保するために、すでに公衆の誤認によるプライバシー侵害事件に対して現実の悪意の法理を適用している。また、アメリカのなかで報道被害対策が最も進んでいるカリフォルニア州は、数十年前から事実上、シュウォーツ教授が提唱しているように、名誉毀損に当たる事件を公衆の誤認によるプライバシー侵害に関する不法行為法の対象外としている。このアプローチは、均衡のと

70) 同条約第10条第1項は、すべての者に対し、「公の機関による干渉を受けることなく、かつ、国境にかかわらず、意見をもつ自由並びに情報及び考えを受けかつ伝える自由」を含む「表現の自由に対する権利」(right to freedom of expression)を保障している。

71) 人権法施行後のイングランドにおけるプライバシー権の展開については、拙稿「イギリスの1998年人権法とプライバシーの保護」一橋法学4巻2号(2005年7月)37頁以下参照。

れたものとして評価できる。

このようにアメリカの各々の法域の現行法を整理してみると、原告は、公衆の誤認によるプライバシー侵害の訴訟で勝訴判決を得るためには、同公表に対して名誉毀損を理由に救済を請求していないという条件を満たした上で、①被告が原告についての誤認を公衆に抱かせたこと、②その虚偽の描写が一般の人にとって非常に不快であったこと、および③被告が公表されたものが虚偽であることを知っていたか、またはそれが虚偽であるか否かを無謀に無視して行動したことを立証しなければならない、ということになる。合衆国最高裁判所が公衆の誤認によるプライバシー侵害事件において私的個人である原告に対してガーツ事件判決の過失の水準を適用しない限り、これは、明確に誤報に対する請求を除外するように働くことになる。

この限定された不法行為法は、多くの裁判官や研究者の支持を得るとともに、名誉毀損に当たらない虚報の被害者の権利を十分に保護するはずである。また、そのような報道被害者に対して未だに十分な救済を与えていない日本やイギリス、オーストラリア等英連邦の国々が、この魅力的なモデルを参考にしながら、その発達が不十分な現行プライバシー法の穴を埋めることを期待したい。